

久喜市放課後児童クラブ条例施行規則及び久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

久喜市放課後児童クラブ条例施行規則及び久喜市会計年度任用職員の報酬等に関する規則の一部を改正する規則（令和7年久喜市規則第25号）を次のように改正する。

第1条中久喜市放課後児童クラブ条例施行規則の改正規定を次のように改める。

（久喜市放課後児童クラブ条例施行規則の一部改正）

第1条 久喜市放課後児童クラブ条例施行規則（平成22年久喜市規則第95号）の一部を次のように改正する。

様式第2号中「小学校名」を「学校名」に、「小学校」を「学校」に改める。

様式第3号中「印」を削る。

様式第4号中「印」を削り、「小学校」を「学校」に改める。

様式第5号から様式第7号までの規定中「小学校」を「学校」に改める。

様式第8号中「印」を削り、「小学校」を「学校」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。